

管理課

管理課は、東海北陸厚生局管内における、保険医療機関等の指導監査業務等を所掌している指導部門（管理課、医療課、調査課、指導監査課及び事務所。以下「指導部門」という。）の事務に関する総合調整を行うとともに、特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明及び医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明に関する業務、国民健康保険の保険者等や審査支払機関に対する指導・監督等を行っています。

1. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明に関する業務について

（1）概要

特定医療法人とは、租税特別措置法に基づき、財団又は持ち分の定めのない社団の医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受けることにより、承認後に終了する各事業年度において、法人税率（通常は23.2%）が軽減税率（19%）の適用を受ける医療法人のことです。

東海北陸厚生局では、特定医療法人として法人税率の軽減の適用を受ける要件のうち、直近に終了した事業年度について、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書の交付を行っています。

（2）実績

（単位：件）

業務内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
証明件数	46	44	43

2. 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明に関する業務について

(1) 概要

法人税法施行令第5条第1項第29号ヲにおいて①非営利型の一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号ヨにおいて②一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療並びに病院事業を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、平成20年度税制改正により、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとなっています。

ア. オープン病院事業法人

一般社団法人（非営利型）である医師会又は歯科医師会で、いわゆるオープン病院を開設する法人が行う医療保健業を、収益事業の範囲から除外するに当たっては、法人税法施行規則第5条第6号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

東海北陸厚生局では、この基準を満たしているオープン病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

イ. 福祉病院事業法人

法人税法に規定する公益法人等のうち一般社団法人及び一般財団法人が行う医療保健業を収益事業の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

東海北陸厚生局では、この基準を満たしている福祉病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

(2) 実績

(単位：件)

業務内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
オープン病院事業法人	10	10	10
福祉病院事業法人	1	1	1

3. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務に係る助言、指導監督について

(1) 概要

国民健康保険は、原則として健康保険法等に基づく被用者保険及び後期高齢者医療制度の適用者以外の国民を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする制度です。

国民健康保険事業の運営主体となる保険者は、都道府県、市町村と国民健康保険組合です。また、国民健康保険団体連合会とは、国民健康保険法第83条に基づき、保険者がその目的を達成するため、共同して設立する組織です。

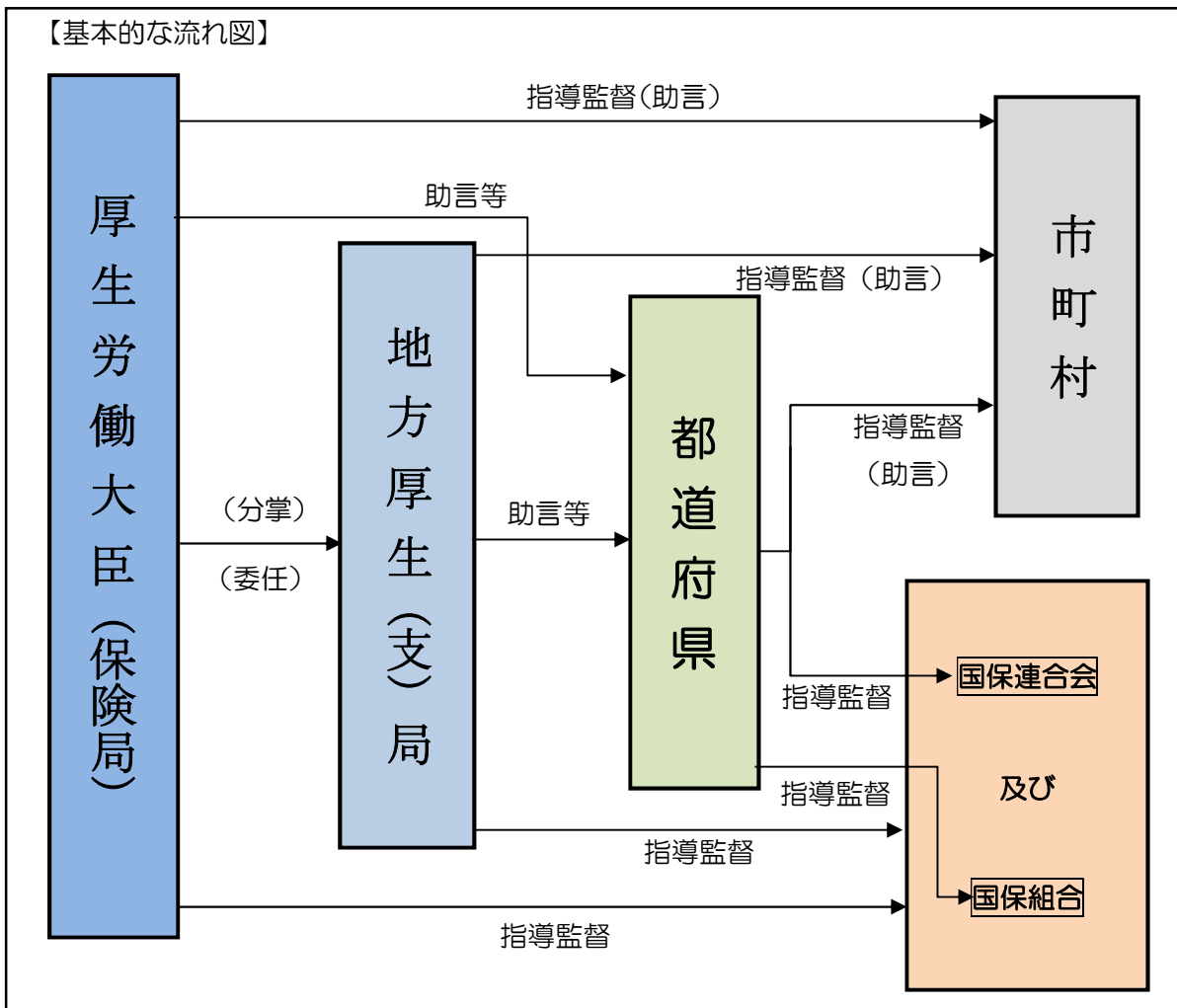
東海北陸厚生局では、国民健康保険の保険者等である県、市町村、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう助言・指導監督を行っています。

(2) 対象

東海北陸厚生局管内各県・各市町村、国民健康保険組合及び各県国民健康保険団体連合会

(3) 実績

令和2年度	令和3年度
富山県（10月） 富山県国民健康保険団体連合会（10月）	富山県（10月）
石川県（12月）	石川県（書面） 石川県国民健康保険団体連合会（書面）
岐阜県（12月） 各務原市（12月）	岐阜県（11月） 岐阜県国民健康保険団体連合会（11月）
静岡県（書面） 富士市（書面）	静岡県（7月） 静岡県国民健康保険団体連合会（7月）
愛知県（書面） 愛知県国民健康保険団体連合会（書面）	愛知県（1月） 海部郡大治町（1月）
三重県（11月） 三重県国民健康保険団体連合会（11月）	三重県（12月） 桑名郡木曾岬町（12月）



4. 後期高齢者医療広域連合が行う業務及び市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務の助言、指導監督について

(1) 概要

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の方などを対象として、平成20年4月に創設された医療保険制度です。制度の運営は、各都道府県単位ですべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が行っています。

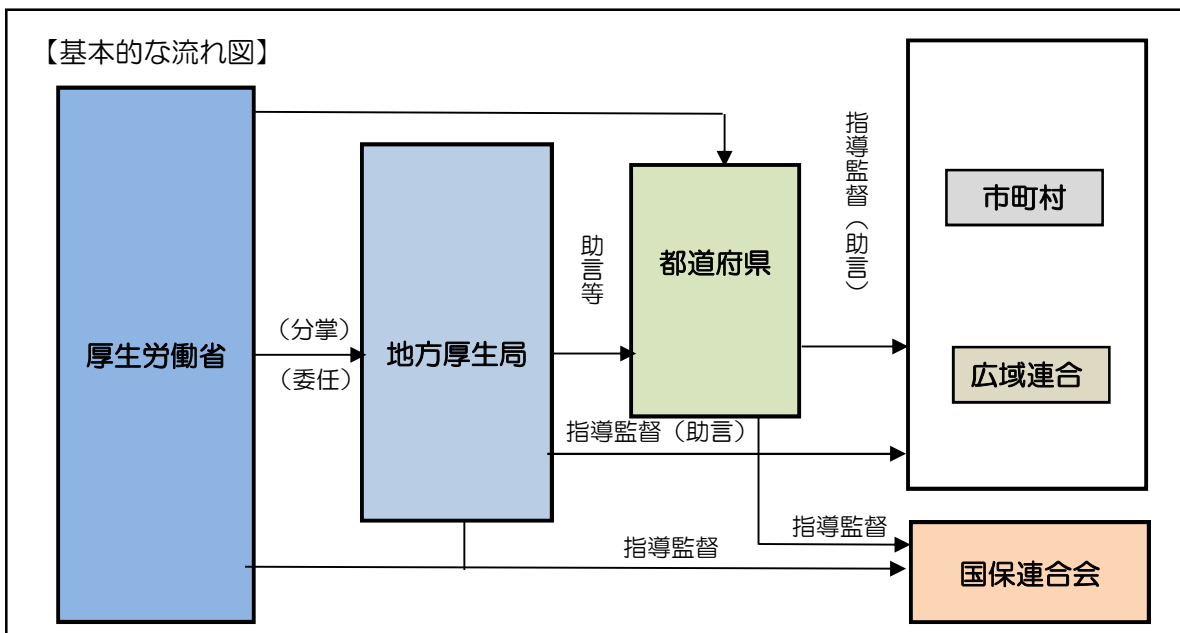
東海北陸厚生局では、管内各県、各後期高齢者医療広域連合、各市町村並びに各県国民健康保険団体連合会に対する助言及び指導監督を行っています。

(2) 対象

東海北陸厚生局管内各県、各後期高齢者医療広域連合、各市町村並びに各県国民健康保険団体連合会

(3) 実績

令和2年度	令和3年度
富山県（10月） 富山県国民健康保険団体連合会（10月） 富山県後期高齢者医療広域連合（10月）	富山県（10月） 富山県後期高齢者医療広域連合（10月）
石川県（12月） 石川県後期高齢者医療広域連合（12月）	石川県（書面） 石川県国民健康保険団体連合会（書面） 石川県後期高齢者医療広域連合（書面）
岐阜県（12月） 岐阜県後期高齢者医療広域連合（12月）	岐阜県（11月） 岐阜県国民健康保険団体連合会（11月） 岐阜県後期高齢者医療広域連合（11月）
静岡県（書面）	静岡県（7月） 静岡県国民健康保険団体連合会（7月） 静岡県後期高齢者医療広域連合（7月）
愛知県（書面） 愛知県国民健康保険団体連合会（書面）	愛知県（1月） 愛知県後期高齢者医療広域連合（12月）
三重県（11月） 三重県国民健康保険団体連合会（11月） 三重県後期高齢者医療広域連合（11月）	三重県（12月） 三重県後期高齢者医療広域連合（12月）



5. 社会保険診療報酬支払基金の行う業務の監督について

(1) 概要

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人（平成15年10月1日から民間法人）で、東京都に本部を各都道府県に支部を設置しています。

支払基金では、保険医療機関及び保険薬局から提出された被用者保険（国及び地方の公務員や会社の従業員などの被保険者及びその被扶養者である家族が加入）及び公費等に係る診療報酬の審査・支払業務を行っています。

東海北陸厚生局では、社会保険診療報酬支払基金法に基づき、支払基金支部の行う業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、管内6県の支払基金支部の監査を実施しています。

（一口メモ）～審査・支払業務～

被用者保険に加入している被保険者や被扶養者である家族が、病気になったりケガをしたりして保険医療機関で治療を受けると、その医療費は患者負担分を除き「診療報酬」という形で保険医療機関等から支払基金に請求されます。

支払基金は保険医療機関等から請求された診療報酬について、明細書の内容を審査した後、各保険者（全国健康保険協会、健康保険組合及び共済組合など）に診療報酬を請求し、各保険医療機関等に支払を行います。

(2) 実績

令和2年度	令和3年度
石川支部（12月）静岡支部（11月）	富山支部（10月）岐阜支部（11月）